

**1. 再交付申請**

市規則第22条により、タンク検査済証又は保安検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合は、再交付申請ができる。

**2. タンク検査済証等再交付申請書の記載要領**

記載要領については、第2編（P79）を参照すること。

タンク検査済証等再交付申請書については、1部提出すること。

**3. 添付図書等****(1) タンク検査済証の再交付申請の場合**

- ① 顛末書
- ② タンク検査済証（正）の写し（無い場合はタンク図面）
- ③ 完成検査済証の写し
- ④ 汚損し、又は破損した場合には、当該済証
- ⑤ 代理人の場合は委任状

**(2) 保安検査済証の再交付申請の場合**

- ① 顛末書
- ② 汚損し、又は破損した場合には、当該済証
- ③ 代理人の場合は委任状

**4. タンク検査済証等の返却**

亡失してタンク検査済証等の再交付を受けた者が、亡失したタンク検査済証等を発見した場合は、速やかに当該済証（再交付）を返却すること。

**5. その他**

再交付申請にあつては、郵送で行うことができる。この場合、上記の添付図書以外に返信用の封筒（特定記録郵便で郵送用の切手を貼付すること。）を同封すること。